

四日市港管理組合公報

号 外

平成24年3月30日

金 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合行政組織規程の一部を改正する規則 (経営企画課) 2
- 規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (同) 3
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 3
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (同) 5
- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出 納 室) 8

訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 18
- 公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令 (同) 19
- 訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令 (同) 19
- 四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (同) 20

告 示

- 四日市港管理組合告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いについての告示の一部改正 (経営企画課) 20

- 港湾施設の用途廃止について (管 理 課) 21
- 四日市港管理組合の管理する港湾施設についての告示の一部改正 (同) 21
- 港湾施設の供用開始について (同) 21

規 則

四日市港管理組合行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第1号

四日市港管理組合行政組織規程の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規程（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

環境管理監	上司の命を受けて環境の管理に関する事務を処理する。
事業調整監	上司の命を受けて事業の調整に関する事務を処理する。

を

」

「

管理・環境 調整監	上司の命を受けて管理及び環境の調整に関する事務を処理する。
防災・施設 維持調整監	上司の命を受けて防災及び施設維持の調整に関する事務を処理する。

に改める。

」

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第2号

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（平成18年四日市港管理組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第3条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に四日市港管理組合規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第3号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年四日市港管理組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「4時間」を「4時間等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「」又は4時間の勤務時間」を「」又は4時間等の勤務時間（前項に規定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。））」に、「（4時間」を「（4時間等」に、「うち4時間」を「うち4時間等」に、「当該4時間」を「当該4時間等」に、「振替又は4時間」を「振替又は4時間等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条の規則で定める勤務時間は、4時間（管理者が別に定める場合にあっては3時間45分）とする。

第11条第10号中「出産、子」の次に「（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。））」を加え、「3日」を「4日」に改め、同条中第22号を第23号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「9月」の次に「（任命権者が特に必要と認める場合にあっては10月）」を加え、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(II) 義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事に出席するため勤務しないことが相当であると認められる場合
1の年における義務教育終了前の子1人につき1日の範囲内の期間

第13条第2項中「及び第11号」を「、第11号及び第12号」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に使用された改正前の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第10号の休暇については、改正後の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第10号の休暇として使用されたものとみなす。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第4号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和41年四日市港管理組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職	区分
部長 理事	2種
次長 参事	5種
経営企画課長	7種
振興課長 管理課長 整備課長	8種
推進監 出納室長 議会事務局長 監査委員事務局長 管理・環境調整監 防災・施設維持調整監 検査監	10種
副参事	11種

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職務の級	区分	手当額
10級	1種	139,300円
	2種	133,700円
9級	1種	128,900円
	2種	123,700円
8級	3種	108,800円
	4種	104,100円
	5種	94,600円
7級	3種	103,100円
	4種	98,600円
	5種	89,700円
	6種	85,200円
	7種	80,700円
	8種	76,200円
	10種	67,200円
	11種	53,800円
6級	7種	76,000円
	8種	71,800円
	9種	67,500円
	10種	63,300円
	11種	50,700円
	12種	42,200円

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

職務の級	区分	手当額
10級	1種	133,600円
	2種	128,200円
9級	1種	112,900円
	2種	108,400円
8級	3種	91,800円
	4種	87,800円
	5種	79,800円
7級	3種	83,900円
	4種	80,200円
	5種	72,900円
	6種	69,300円
	7種	65,600円
	8種	62,000円
	10種	54,700円
	11種	43,800円
6級	7種	57,800円
	8種	54,600円
	9種	51,400円
	10種	48,200円
	11種	38,500円
	12種	32,100円

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第5号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第93号様式から第96号様式までを次のように改める。

第93号様式 (第198条)

年度 収入支出金報告日表

年 月 日

四日市港管理組合
会計管理者宛て

四日市港管理組合 指定金融機関
銀行 印

科 目	前日残高	本日収入高	本日支出高	本日残高	備 考	単位:円
歳入歳出外現金						
一時借入金						
計						
			小切手支払未済額			

(注) 1 段は通常収金額
2 段は更正金額(赤・黒差引金額)
3 段目は歳入戻出・歳出戻入金額

第93号様式の2（第198条）

預金受払報告日表

四日市港管理組合
会計管理者 宛て

日付
四日市港管理組合
指定金融機関

銀行 印

単位：円

前日残高		
受入額		
払出額		
本日残高		
当座貸越残高		

(注) 上段は通常扱金額
中段は預替金額
下段は当座貸越枠の増減金額

第94号様式 (第198条)

年度 年 月分 収入金月計表

四日市港管理組合 会計管理者 宛て

日付
四日市港管理組合指定金融機関
銀行 単位：円

()

前月までの累計	本月収入額	本月歳入戻出額	本月までの累計

(注) 上段は通常扱金額
下段は更正金額(赤・黒差引金額)

第95号様式 (第198条)

年度 年 月分 支出金月計表

四日市港管理組合 会計管理者 宛て

日付 四日市港管理組合指定金融機関 銀行

()

単位:円

前月までの支払通知額	本月支払通知額	本月歳出入額	本月までの支払通知額	支払未済月末現在額

(注) 上段は通常扱金額
下段は更正金額 (赤・黒差引金額)

第96号様式 (第188条)

年 月 分 歳入歳出外現金月計表

四日市港管理組合 会計管理者 宛て

日付

四日市港管理組合指定金融機関
銀行

()

単位:円

前月残高	本月受入額	本月払出額	本月残高

(注) 上段は通常扱金額
下段は更正金額 (赤・黒差引金額)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により次長が専決する事務のうち、伊勢湾連携プロジェクト及び整備課の分掌事務にあつては、部長が専決するものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第2号

庁 中 一 般

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令（平成18年四日市港管理組合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第1条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第2条及び第3条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第3号

庁 中 一 般

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（平成18年四日市港管理組合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第3条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第4号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和53年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「|23|」を「|22|」に、「|3|」を「|4|」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第2号

四日市港管理組合告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱い（平成18年四日市港管理組合告示第19号）を次のように改正します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

第1条及び第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第2条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこれらの規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

四日市港管理組合告示第3号

次の港湾施設の用途を廃止します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 名 称 荷さばき施設 荷さばき地附属施設 冷凍コンセント 37個
- 2 廃止年月日 平成24年3月31日

四日市港管理組合告示第4号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和44年四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のとおり改正します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 2 外かく施設のうち防波堤の項第4号中「876.4m」を「1,085.4m」に改める。
- 4 臨港交通施設のうち臨港道路の項中第78号を削り、第79号を第78号とし、第80号から第89号までを1号ずつ繰り上げる。
- 6 荷さばき施設のうち荷さばき地の項中第33号を第34号とし、第32号の次に次の1号を加える。
(33) 浜園1号荷さばき地 2 8,239.23㎡ 浜園埠頭56、57、58、59号岸壁隣接地
- 6 荷さばき施設のうち荷さばき地附属施設の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。
- 13 施設用地の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

四日市港管理組合告示第5号

次の港湾施設の供用を開始します。

平成24年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | 荷さばき施設 荷さばき地 浜園 1号荷さばき地 |
| 2 | 供用開始年月日 | 平成24年 4月 1日 |

購 読 料	
年間 3,120円	
(月額 260円)	

平成24年 3月30日発行

四日市市霞 2丁目 1番地の 1

(電話 代表 059 (366) 7006)

四 日 市 港 管 理 組 合